

お知らせ
ひとり親家庭医療費受給者証の更新・申請について

毎年6月はひとり親家庭医療費受給者証の更新時期です。現在お持ちの受給者証は、有効期限が6月末日となっておりますので、更新の手続きをお願いします。

また、昨年度対象とならなかった方も、平成25年度の世帯の所得状況により対象となる場合は、申請をしてください。

▼対象者 18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもがおり、ひとり親世帯又はそれに準ずると認められる世帯で、平成25年度（平成24年1月1日～12月31日までの収入）に所得税が課税されていない方

ただし、年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ分が廃止となり所得税が課税となった方で、年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ分が廃止とならないとして計算した場合は対象者となります。

▼申請に必要なもの

- ・印鑑（認め印可）
- ・保護者と子ども全員の健康保険被保険者証
- ・所得課税証明書（平成25年1月2日以降に転入された

方のみ）

▼受付期間

6月3日（月）～28日（金）

▼受付時間

8時30分～17時15分

（ただし、土・日曜日を除く。）

▼注意 受給者証の有効期限は、申請月の翌月から開始されますので、6月中に申請がない場合、7月からの対象となりませんので、十分ご注意ください。

■問い合わせ

町民課

☎ 893-11117

吾北総合支所住民福祉課

☎ 867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎ 869-2112

お知らせ
児童手当・特例給付現況届の提出について

現在、児童手当・特例給付を受給している方は毎年6月中に、現況届を提出する必要があります。

現在受給している方で現況届の提出が必要な方に、6月上旬に文書を送付する予定ですので、必要書類をご持参の上、手続きをお願いします。

この届が提出されない場合、6月以降の手当の支給が受けられなくなりますのでご注意ください。

▼受付期間

6月3日（月）～28日（金）

▼受付時間

8時30分～17時15分

（ただし、土・日曜日を除く。）

■問い合わせ

町民課

☎ 893-11117

吾北総合支所住民福祉課

☎ 867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎ 869-2112

お知らせ
障害医療費受給者証の更新について

毎年6月は、障害医療費受給者証の更新時期です。現在お持ちの受給者証は、有効期限が6月末日となっておりますので、更新の手続きをお願いします。

▼対象者

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B1に該当する方で、平成25年6月末の有効期限の受給者証をお持ちの方又は手帳新規交付の際に課税世帯及び昨年課税世帯により対象とならなかった方で平成25年度町県民税非課税世帯

ただし、身体障害者手帳3級、療育手帳B1に該当する方は、本人所得200万円以下である方

▼申請に必要なもの

- ・印鑑（認め印可）
- ・健康保険証
- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・所得課税証明書（平成25年1月2日以降に転入された方のみ）

■問い合わせ

町民課

☎ 893-11117

吾北総合支所住民福祉課

☎ 867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎ 869-2112

お知らせ
6月は高知県の「男女共同参画推進月間」

県では、6月を「男女共同参画推進月間」と定めています。

男女共同参画というとなんだかとても難しいことのように思いませんか？

男女共同参画とは、「女だから」「男だから」という固定的な考え方にとらわれないで、男女がお互いに社会の対等なパートナーとして認め合う意識を持ち、自分の意思と責任で自由に生き方を選択できる社会を目指すことです。例えば、次のようなことが男女共同参画を進めることにつながります。

◇家庭では

- ・最近では、結婚後や出産後も仕事を続ける女性が増えてきます。でも、いまだに家事、育児、介護など家庭のことは女性の仕事と考えていませんか。家庭の仕事を家族みんなで協力して支え合っていきましょう。
- ・家や車の購入、子育てのことなど、重要なことを決めるときは、パートナーと話し合ってお互いの意見を聞きましよう。

◇職場では

- ・企画会議など意思決定の場に男女が対等に参画し、個性と能力を生かせる職場づくりをしましょう。
- ・最近では、子育てを楽しまないと願う男性も増えていきます。男性も女性も、仕事と子育てがバランスよく行える職場環境を整えましょう。

◇地域では

- ・町内会など、地域で重要なことを決める場に、男女がともに参画し、地域活動に多様な意見を反映させましょう。

■問い合わせ

高知県県民生活・男女共同参画課

☎ 823-9651

こうち男女共同参画センター「アール」

☎ 873-9100